

令和4年3月1日

保育施設の保護者の皆様

旭川市長 今津寛介  
(子育て支援部こども育成課担当)

**保育施設等に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際のお願い  
(令和4年3月1日からの対応)**

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力ををいただき、誠にありがとうございます。

現在、本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況は依然として高い水準で推移しているため、従来保健所で行っていた保育施設等に対する疫学調査を一時休止することとなりました。

このため、保育施設等の職員、利用者に陽性者が発生した場合は、令和4年3月1日から当面の間、以下のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

**1 施設で陽性者が発生した場合の接触者の特定等**

**(1) 接触者の特定について**

保健所の判断基準に基づき、ご利用している施設が施設内の陽性者との接触者を特定し、対象となった方（感染の可能性のある方）に対し登園回避要請等を施設からお伝えいたしますので、ご協力をお願いいたします。

**(2) 登園回避要請等の期間について**

「感染の可能性のある方」に該当した場合は、体調変化に留意していただくとともに、対象者には一定の期間、次の対応をお願いいたします。

○ 陽性者と最後に接触した日の翌日から7日間（8日目解除）の自宅待機（外出自粛）及び登園自粛。

○ ただし、10日を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を実施。  
(※子どものマスクの着用については、厚生労働省通知により、一律にマスクの着用を求めていますのでご注意ください)

**2 適用期間**

令和4年3月1日（火）から当面の間

**3 利用している保育施設への連絡の徹底について**

次に該当する場合は、利用保育施設へ速やかに連絡するようお願いいたします。

- (1) 園児本人や家族等同居者が陽性者となった
- (2) 園児本人や家族等同居者が濃厚接触者となった
- (3) 園児本人や家族等同居者が保健所の指示または診察した医師の判断で検査対象者となった

**4 保育料について**

休園や登園回避の要請等により、欠席した期間については、これまでどおり日割り計算により保育料を減額します。

(次ページにつづく)

## 5 ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 施設は保育の提供を継続いたしますが、感染拡大防止と子どもや職員を感染のリスクから守るため、3月6日までの期間（本市の感染症発生状況により期間を延長する場合があります）、無理のない可能な範囲での家庭での保育と可能な範囲での預かり時間の短縮に、ご協力をお願いいたします。
- (2) ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。
- (3) 体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、かかりつけ医または旭川市新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（0166-25-1201）へご連絡ください。

### 【参考】

次のいずれか1つにでも当てはまる方は、「感染の可能性がある方」に該当します。

- ① 陽性者と1m以内の距離で15分以上、互いにまたはどちらか一方がマスクなしで接触があった園児（不織布マスクは「マスクあり」、布やウレタンマスクは「マスクなし」と考えます）
- ② 陽性者と同じテーブルで食事をした園児や職員
- ③ 陽性者の気道分泌液や体液等に直接接触した園児と職員（※おむつ替えやよだれを拭いた職員、よだれのついたおもちゃを共有した園児は該当します）
- ④ 送迎車内の換気していない、マスクを装着していない等の感染対策をとっていない状態で、陽性者と同乗した園児や職員
- ⑤ 上記以外で陽性者と密に接触があった園児と職員

【問合せ先】 旭川市子育て支援部こども育成課（0166-25-9844, 0166-25-9845）